

【 建設交通部 】

<p>件 名</p>	<p>府営住宅駐車場の管理について</p>
<p>申立概要 【受理 27.7.13】</p>	<p>府営西大久保団地（以下「当該団地」という。）の駐車場（以下「本駐車場」という。）について、京都府（以下「府」という。）から委託を受けて管理をしている京都府住宅供給公社（以下「公社」という。）は、「京都府府営住宅駐車場賃貸借契約条項」（以下「契約条項」という。）において、駐車場の使用資格の一つに「当該府営住宅の入居者等で構成する自治会に加入していること」と規定している。</p> <p>以前、「知事へのさわやか提案」で府の見解を求めたところ、その回答では、自治会を退会しても自治会のルールに従いさえすれば、駐車場の使用を継続できるようなにも思われるが、公社の契約条項がある以上、駐車場の使用資格がないとされる不安がある。</p> <p>公社の規定する「自治会に加入していること」という条件は、住民の「自治会に加入しない権利」を侵害する違法又は不当なものなので、即刻削除するか、「自治会の定めるルールに従うこと」などの合理的な表現に改めるべきと思われるので、調査願いたい。</p>
<p>確認事項</p>	<p>本駐車場については、府が整備し、公社に管理を委託されているが、日常的な管理業務は、公社から府営西大久保団地連合自治会（以下「連合自治会」という。）に委託されている。</p> <p>以前は、申立てのとおり公社の契約条項において自治会に加入していること等の使用資格が定められていたが、平成19年度に見直しが行われ、それまでの契約条項に相当するものは駐車場使用決定通知書の別記条件に変更されており、その中では、駐車場使用資格としての自治会加入要件は規定されていない。</p> <p>しかしながら、委託先である連合自治会としては、全入居者の理解、協力が得られなければ管理業務を適正に履行できないことから、連合自治会交通安全対策部規約において連合自治会への加入を本駐車場の使用要件としており、府としても、他の府営団地と同様、当該団地の入居者の共同施設である本駐車場を公平かつ円滑に運営するため、駐車場利用者は管理者である連合自治会のルールに従って利用することが必要と判断されている。</p>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 27.9.28】</p>	<p>監査委員から所管部局(建設交通部)に対し、今後とも、入居者と連合自治会の双方の信頼のもとで、本駐車場が適正に管理運営されるよう指導に努めるよう要望。</p>